

〔沿革〕 平成25年1月例規（交指）第1号

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成14年4月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

交通公害検問車管理運用要領

第1 目的

この要領は、交通公害検問車（以下「検問車」という。）の運用により、ディーゼル自動車の排出ガスを測定し、道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づき整備不良車両の交通取締りを適正かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 管理責任者等

1 管理責任者

- (1) 検問車を管理するため管理責任者を置くものとし、交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）をもって充てる。
- (2) 管理責任者は、機器の精度を維持するため、業者に委託して年1回以上の精度点検を確実に行うものとする。

2 取扱指導責任者

- (1) 管理責任者を補佐するため取扱指導責任者を置くものとし、交通部交通指導課の指導取締りを担当する警部の階級にある者をもって充てる。
- (2) 取扱指導責任者は、検問車の管理について取扱責任者及び取扱担当者に対する指導・教養を行うものとする。

3 運用責任者

- (1) 検問車の効果的な運用を図るため運用責任者を置くものとし、検問車を運用する所属の長をもって充てる。
- (2) 検問車の配置所属及び運用責任者は、交通指導課長が年度ごとに運用計画を策定し、指定するものとする。
- (3) 検問車を運用するため配置所属から借用する場合は、交通指導課長を経由して行うものとする。

4 取扱責任者及び取扱担当者

- (1) 運用責任者を補佐するため、運用所属に取扱責任者及び取扱担当者を置く。
- (2) 取扱責任者及び取扱担当者は運用責任者の指名する者をもって充て、取扱責任者は警部の階級にある者とする。
- (3) 取扱責任者は、保守管理について次のことを行うものとする。
 - ア 機器の故障又は異常を認めたときは、運用責任者を経由して管理責任者に報告すること。
 - イ 機器を運用する前に測定機器が正常に作動することを確認し、その結果を交通公害検問車活動日誌（別記様式）に記載すること。

第3 関係書類の保管

- 1 精度検査に係る書面については、原本を管理責任者が保管するものとし、必要に応じて写しを運用所属に送付するものとする。
- 2 検問車の運用に関する関係書類の保存期間は、5年間とする。ただし、公判係争中の事件に係る文書については、当該事件完結まで保存するものとする。

別表（第2の3の(2)）

交通公害検問車配置一覧表

番号	配置所属	運用責任者
1	交通機動隊	交通機動隊長
2	高速道路交通警察隊	高速道路交通警察隊長
3	八千代警察署	八千代警察署長
4	浦安警察署	浦安警察署長
5	松戸警察署	松戸警察署長
6	市原警察署	市原警察署長

以下別記様式省略